## 富田林市議会傍聴規則

富田林市議会傍聴規則(昭和41年議会規則第2号)の一部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で先着順に自己 の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

- 第4条 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対して、傍聴券を発行するものとする。
- 2 前項の傍聴券は、会議当日に所定の場所で傍聴人受付簿に基づき交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名を記入し、係員から要求 を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができ、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

- 第5条 傍聴人の定員は、24名とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴人は、会議当日に第3条に定める手続を経た者をもって充てる。 (議場への入場禁止)
- 第6条 傍聴人は、議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 異様な服装をしている者
  - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を持っている者
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす と認められるものを持っている者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者が同伴 する場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、会議中、休憩中の如何にかかわらず 静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を 表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する 等、示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、コートを着用しないこと。ただし、病気その他の理由により 議長の許可を得た場合は、この限りではない。
  - (5) ラジオ、拡声器、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の 無線通信機を使用しないこと。
  - (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (7) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
  - (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をして はならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

- 第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 議長は、法第130条第1項又は前項の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入場を禁止することができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年議会規則第2号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成14年議会規則第2号)

- この規則は、平成14年6月1日から施行する。 附 則(平成16年議会規則第1号)
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(令和2年議会規則第2号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(令和6年議会規則第1号)
- この規則は、公布の日から施行する。